

間接オークション導入後のエリア間取引における 回避可能費用の激変緩和措置の適用について

(エリア外の自社需要に充てる販売計画の取扱い)

2018年6月

(一社) 低炭素投資促進機構

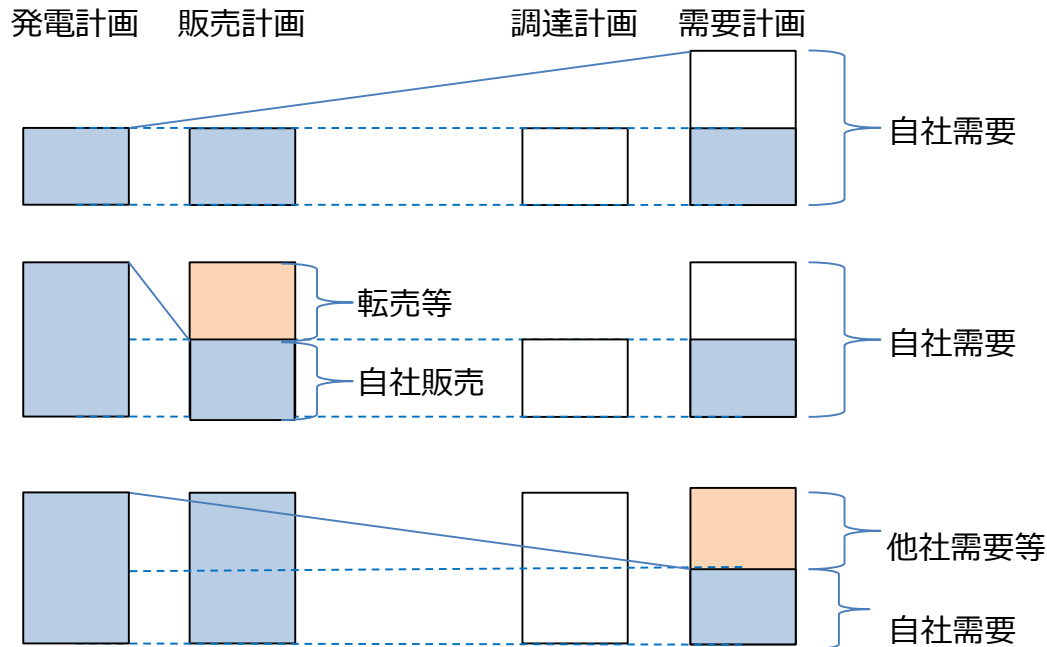
資源エネルギー庁

本資料の概要

- 現在、FIT交付金の算定に際し、回避可能費用の激変緩和措置の対象電源に係る裁定取引については、小売電気事業者が提出する翌日発電販売計画（以下「発電計画」という。）及び翌日需要調達計画（以下「需調計画」という。）に基づいて判断している。
- この点、2018年10月に予定されている地域間連系線の間接オークション導入に伴い、エリア間取引は卸電力取引所（以下「市場」という。）を通じて行うこととなるため、これによって発電計画及び需調計画における販売計画・調達計画の記載にも一部変更が生じることとなる。
- 本資料は、間接オークション導入に伴う、裁定取引の判定に係る販売計画の取扱いの変更について説明するもの。

1. 裁定取引の判定の概要

- 激変緩和措置の適用は、激変緩和措置対象のFIT電源を小売電気事業者に販売し、当該小売電気事業者の需要（以下「自社需要」という。）に充てている場合に限られ、自社需要を超過した分は、市場を通じて又は相対で転売が行われたと判断し、激変緩和措置の対象外としている。
- また、販売計画において、他の電気事業者の販売しているものについても、激変緩和措置の対象外としている。
- 現状、激変緩和措置対象のFIT電源に係る発電計画の発電計画・販売計画及び需調計画の需要計画から、自社需要に充てたとみなされる激変緩和措置対象分を判断し、裁定取引の判定を行っている。（下図参照）



(1) 自社需要が発電計画を上回る場合

→ 激変緩和措置対象分の発電計画が、全て自社需要に充てられたとみなす。

(2) 自社販売が発電計画を下回る場合

→ 激変緩和措置対象分の発電計画の一部について、転売等が行われたとみなす。

(3) 自社需要が発電計画を下回る場合

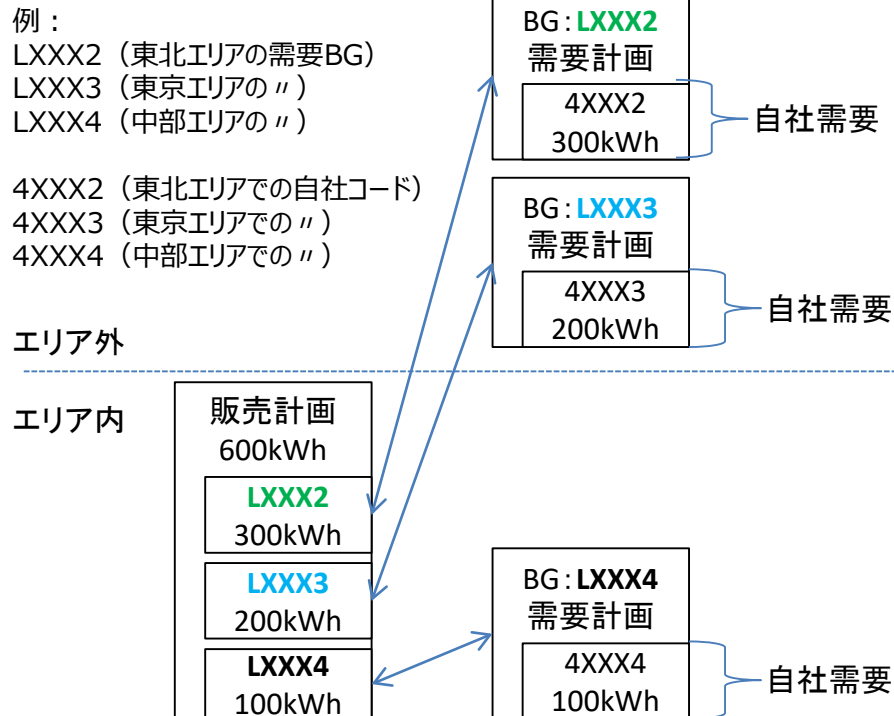
→ 激変緩和措置対象分の発電計画の一部について、需要BG内の他社需要への充てあるいは転売等が行われたとみなす。

2. 間接オークション導入による裁定取引判定への影響

- 現状、裁定取引の判定に用いる販売計画の捕捉には販売先の取引先コードを使用するが、間接オークション導入後、エリア間取引については取引先コードに市場取引のコード（JSPT3、J1HR3）を記載することになるため、販売計画とエリア外の自社需要との結びつきを捕捉することができなくなる。（下図参照）

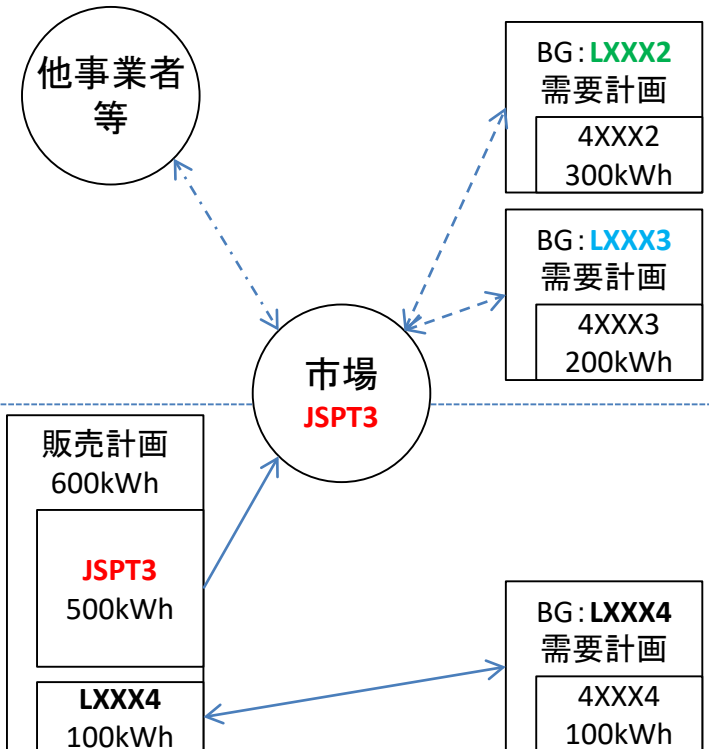
<間接オークション導入前>

エリア内取引、エリア間取引ともに、激変緩和措置対象の発電BGが含まれる発電計画と、自社需要が含まれる需調計画（需要BG）とは、取引先コードにより紐付が可能。



<間接オークション導入後>

エリア間取引の場合、市場を経由するため、発電計画と需調計画の直接の紐付ができなくなる。



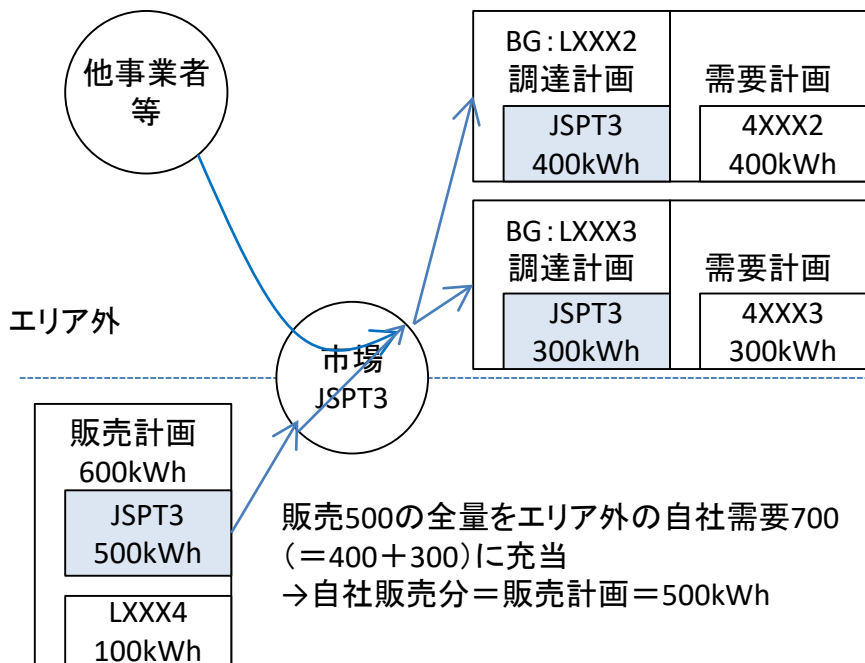
※ 上記は、エリア4（中部エリア）からエリア3（東京エリア）、エリア2（東北エリア）への取引事例

3. 間接オークション導入後の販売計画の取扱い

- 前述のとおり、間接オークション導入後、エリア間取引については販売計画と自社需要との直接の紐付が明確でなくなるため、別の手法により明確化を図ることも考えられる。他方で、別の手法を導入する場合、激変緩和措置対象者にシステム対応等のコストが生じることが想定されることから、激変緩和措置が2020年度末に終了することも踏まえ、以下の方法により自社販売分の判断を行うこととする。
- 一旦、市場への販売計画を、エリア外の自社需要に充てるための自社販売分とみなし、当該発電BGが属するエリア以外での市場からの調達計画と比較し、結果としての自社販売分（＝エリア外の自社需要にあてられた分の販売計画）を判断する。（下図参照）

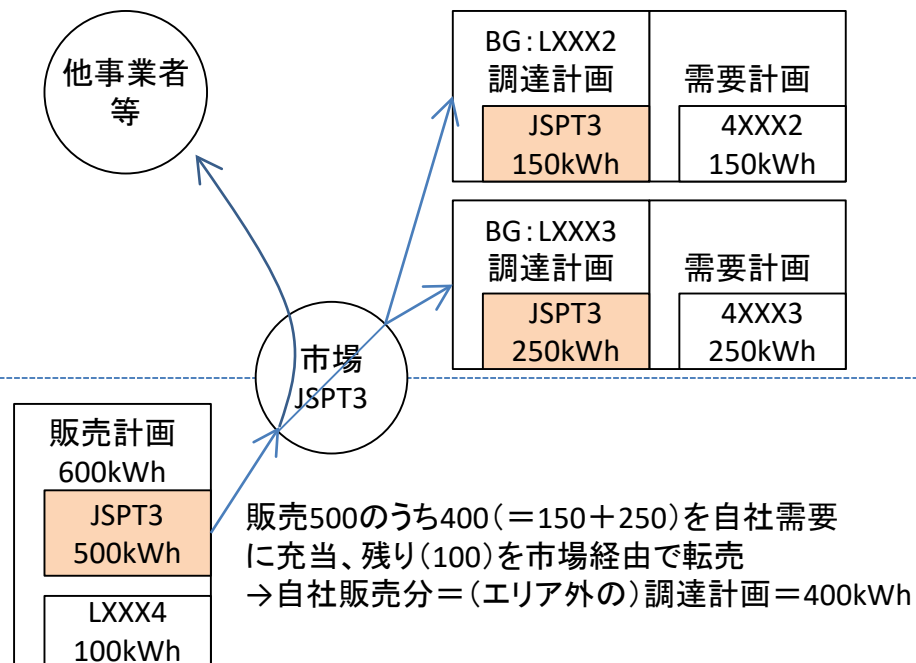
(1) 「市場への販売」≤「市場からの調達」の場合

市場への販売分が、エリア外における市場からの調達分以下の場合、市場への販売分をエリア外の自社需要に充てるために全量を買戻したとみなし、自社販売分として取り扱う。



(2) 「市場への販売」>「市場からの調達」の場合

市場への販売分が、エリア外における市場からの調達分より大きい場合、調達分以外は市場を介して他事業者へ転売等されたものとみなし、市場からの調達分を自社販売分として取り扱う。



※ 上記は、エリア4（中部エリア）とエリア3（東京エリア）・エリア2（東北エリア）とのエリア間取引の事例

4. 間接オークション導入後の調達計画の取扱いについて

- 前述のとおり、間接オークション導入後、エリア間取引に係る自社販売分の判断は、「発販計画の市場への販売計画」と「需調計画の市場からの調達計画」との比較によるものとする。
- ただし、市場取引を想定した場合でも、代表契約者以外の子契約者は、小売電気事業者内訳の調達計画に記載する取引先コードは「所属する需要BGのBGコード」としている。
- このため子契約者については、代表契約者が窓口となって市場から調達した激変緩和措置対象分の電源を、「所属する需要BG」を経由して調達したものとみなし、「所属する需要BG」からの調達分を「市場からの調達」として取り扱うこととする。

翌日需要調達計画											
需要BG: LXXX4			小売A (代表契約者)			小売B (子契約者1)			小売C (子契約者2)		
需要計画	調達計画		需要計画	調達計画		需要計画	調達計画		需要計画	調達計画	
	取引先	JSPT3		取引先	JSPT3		取引先	LXXX4		取引先	LXXX4
600	計画値	1000	420	計画値	1000	100	計画値	100	80	計画値	80

1000のうち400を他に販売
 (1000のうち400を他に販売)
 残600のうち420を自身(=小売A)の
 需要420に充当

需要BG自身を経由し、残180(=600-420)のうち
 100を小売B、80を小売Cに販売
 →この分(=所属する需要BGからの調達)を、子契約者の市場からの調達とみなす。

本件に関するお問合せ窓口

一般社団法人 低炭素投資促進機構

再生可能エネルギー部

交付金業務担当

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町四丁目 1 1 - 5

住友不動産日本橋本町ビル 6 階

Tel : 03-6264-8291 (受付時間 : 平日 9:00 から 17:00)

Mail : fit@teitanso.or.jp および fit_sysope@teitanso.or.jp